

京丹後市

生物多様性を育む有機農業推進計画（4期）



令和8年3月策定



京丹後市 オーガニックビレッジ宣言



京丹後市は、日本海に面し、豊かな自然と多彩な食材に恵まれたまち。

私たちは、「ユネスコ世界ジオパーク」に認定された多彩な地形が生み出す気候・風土・土壌によって育まれる丹後産コシヒカリや京たんごメロンをはじめとした高品質な農産物や多種多様な薬草など豊かな食材の宝庫であります。

そして、丹後ばら寿司など伝統・郷土料理に受け継がれる食文化が日本有数の「百歳長寿の里」を育み、「食」が健康長寿と笑顔あふれる幸福長寿を支え、日本で初めて「美食都市」に誇らしく認定されたまちです。

これからも、SDGsの理念に沿い、真に豊かな「食」と「食文化」を育む持続可能な農業を未来へ笑顔とともに繋いでいくため、これを確かに、そして豊かに支える有機農業をますます活かし、これとともに地域資源を活用した「生物多様性を育む農業」を地域一丸となって推進することを決意し、ここに「オーガニックビレッジ」を宣言します。



令和7年5月23日

京丹後市長 中山 泰



本市は、本計画に基づく取組の積み重ねを背景に令和7年5月23日にオーガニックビレッジ宣言^{*1}を行いました。

目次

1	はじめに	1
1)	計画の趣旨	1
2)	生物多様性を育む農業の定義	3
3)	計画の期間	3
2	生物多様性を育む農業の現状と課題	4
1)	現状	4
(1)	農産物生産の現状	4
(2)	流通販売の現状	8
(3)	消費者意識の現状	9
2)	課題	11
(1)	生産面からの課題	11
(2)	流通・消費面からの課題	11
3	生物多様性を育む農業の目指す姿	13
1)	目指す姿	13
2)	目標数値	13
4	具体的施策	15
1)	栽培技術の確立と生産拡大	15
(1)	栽培技術の確立と普及促進	15
(2)	生産拡大に向けた環境整備	15
2)	生産者と消費者の相互理解と販売促進	17
(1)	生物多様性を育む農業の情報受発信の強化	17
(2)	販売促進	18
(3)	食育と地産地消の推進	18

1 はじめに

1) 計画の趣旨

農業は、人の生命の源である食料を生産する最も基本的な営みです。その営みは、自然界の仕組みを利用・工夫しながら発展し、長い年月をかけて、豊かな農村文化や田畑・里山環境を育んできました。

20世紀以降、化学肥料・農薬の普及は、農作物の大量生産を可能にした反面、土が持つ自然循環機能を低下させ、過剰施肥による水質汚染問題など、農業を取り巻く自然環境や生態系に大きな影響を及ぼしてきました。

しかし、近年では、地球規模で取り組みを進めるSDGs^{※2}の動きをはじめとし、自然環境の保護や生物多様性^{※3}の重要性、一方では、安全・安心な食を求める消費者の動向から、できるだけ化学肥料・農薬の使用を低減することが求められてきています。

国においては、農業の持続的な発展には、環境と調和のとれた農業生産の確保の重要性に鑑み、平成18年度の「有機農業の推進に関する法律」制定以降、有機農業の基本理念を定めるとともに、環境負荷を低減する先進的な営農活動への支援が実施されております。

令和3年度には、大規模自然災害・地球温暖化、生産者の減少等の生産基盤の脆弱化・地域コミュニティの衰退、新型コロナを契機とした生産・消費の変化などの政策課題に直面したことから、将来にわたって食料の安定供給を図るため、災害や温暖化に強く、生産者の減少やポストコロナも見据えた農林水産行政を推進していく必要があり、持続可能な食料システムを構築することが急務となっていることから、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」が策定されました。また、それに基づき「みどり認定^{※4}」が策定され、環境負荷を低減する農業を推進することで、持続可能な食料システムの構築を目指しています。

また、環境保全型農業直接支払交付金事業^{※5}においては、令和7年度からの第3期対策の開始に伴い、一部取組が多面的機能支払交付金（みどり加算）^{※6}に移行され、非農家も含めた地域ぐるみで取り組む仕組となることで、効果的に推進することができるよう国の姿勢が強化されています。

生物多様性を育む農業に関する法制度の歩み

年度	制度名称等
平成18年度	「有機農業の推進に関する法律」 ^{※7} の制定
平成19年度	「農地・水・環境保全向上対策」 ^{※8} の開始
平成21年度	「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」 ^{※9} の策定
平成23年度	「農地・水・環境保全向上対策」が「環境保全型農業直接支援対策」として独立
平成26年度	「日本型直接支払制度」 ^{※10} の創設
平成26年度	「有機農業の推進に関する基本的な方針」 ^{※11} の制定
平成27年度	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」 ^{※12} の制定
平成27年度	「環境保全型農業直接支払交付金事業（第1期対策）」の開始
令和2年度	「有機農業の推進に関する基本的な方針」の改正

令和2年度	「環境保全型農業直接支払交付金事業（第2期対策）」の開始
令和3年度	「みどりの食料システム戦略」の策定
令和7年度	「環境保全型農業直接支払交付金事業（第3期対策）」の開始
令和7年度	「多面的機能支払交付金」（みどり加算）の開始

京都府では、平成22年3月に「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」を策定し、有機農業を含めた環境への負荷を低減する「人と環境にやさしい農業」の推進を図っています。

このような背景を踏まえ、京丹後市では平成22年度に「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」を策定し、平成28年度、令和2年度に同計画の見直しを実施しています。

生物多様性を育む農業に関する京丹後市の取組

年度等	制度名称等
平成23年6月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（1期）」策定
平成29年3月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（2期）」策定（見直し）
令和2年3月	「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画（3期）」策定（見直し）
令和7年5月	オーガニックビレッジ宣言

京丹後市では、隣接する兵庫県豊岡市と様々な交流を図る中、「コウノトリもすめるさとづくり共同宣言」により両市の連携強化を図ってきました。連なる里山や水田地帯・湿地など、両市とも互いに豊かな自然環境を有しており、これらは農業生産と密接に関わりながら、多様な生物を育む基盤となっています。

本市では、こうした地域特性を踏まえ、「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」に基づき、化学肥料・農薬の低減、有機農業や特別栽培の推進、冬期湛水^{※13}をはじめとする生物多様性に配慮した農業の取組を継続的に進めてきました。これらの取組の積み重ねを背景として、本市は、日本海に面し、豊かな自然と多彩な食材に恵まれた地域特性や、「食」が健康長寿と笑顔あふれる幸福長寿を支えてきた食文化を次世代へ継承していくため、令和7年5月23日にオーガニックビレッジ宣言を行いました。この宣言では、SDGsの理念に沿い、真に豊かな「食」と「食文化」を将来へ継承していくため、有機農業をはじめとする環境に配慮した農業を、地域資源を活用しながら地域一丸となって推進していくことを掲げています。

また、本市は、日本で初めて「美食都市」に認定された地域として、農業を基盤とした食の価値の向上を図るとともに、飲食事業者や観光分野等との連携を進めています。さらに、市が進めるみどりの農産物をはじめ、生物多様性を育む農業によって生産される農産物を、地域の魅力や強みとして発信する取組を進めます。

こうしたオーガニックビレッジ宣言及び美食都市の取組との整合を図り、生物多様性を育む有機農業を先導的な取組として明確に位置付けるため、計画の名称を「京丹後市生物多様性を育む有機農業推進計画」に改め、特別栽培を含めた段階的な取組の広がりを通じて、持続可能な農業と地域づくりを一体的に進めます。

2) 生物多様性を育む農業の定義

生物多様性を育む農業とは、「農業の持つ物質循環機能を活かし、環境への負荷をできる限り低減して、多様な生物を育み、消費者の求めるより安全・安心な農産物を生産する農業」と定義します。

3) 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、社会情勢等の変化により見直しの必要が生じた場合には、この計画期間にとらわれず、必要に応じて見直しを行います。

2 生物多様性を育む農業の現状と課題

1) 現状

(1) 農産物生産の現状

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業について統計資料等から京丹後市内の現状を調査した結果、農家戸数の減少と農家の高齢化に伴う担い手の確保が課題であるものの、有機JAS^{※14}や、特別栽培^{※15}、みどり認定の取組者は前期計画の策定時の水準を維持しています。

●京丹後市内の農家戸数（令和7年3月/農業振興課調べ）

年度	農家戸数	有機JAS、特別栽培、みどり認定の いずれかに該当する農家戸数
平成22年度	3,692戸 [※]	276戸（7%）
平成27年度	3,124戸 [※]	303戸（9%）
令和2年度	2,516戸 [※]	271戸（11%）
令和7年度	約2,000戸 [※]	271戸（13%）

※ 出典：（2010、2015、2020、2025）農林業センサス（総農家数）

※ 令和2年度以前については、GAP^{※16}、エコファーマー^{※17}の人数を含む。

京丹後市内の農家戸数は平成22年度から減少傾向にあるものの、有機JAS、特別栽培、みどり認定、GAPのいずれかに該当する農家戸数の割合は増加傾向となっています。

その他、認定を受けていない有機農業実践者も一定程度存在すると思われませんが、全体的な取り組みとしてはまだまだ少ない状況です。

●京丹後市内の認定農業者^{※18}数（令和7年3月/農業振興課調べ）

年度	認定農業者数	有機JAS、特別栽培、みどり認定の いずれかに該当する認定農業者数
平成22年度	154人（うち法人20組織）	73人（47%）
平成27年度	171人（うち法人34組織）	65人（37%）
令和元年度	171人（うち法人38組織）	69人（40%）
令和6年度	194人（うち法人52組織）	79人（41%）

※ 令和元年度以前については、GAP、エコファーマーの人数を含む。

京丹後市の認定農家数は平成22年度から増加しています。農業経営規模の拡大を背景に、認定農業者の増加がうかがえ、今後地域計画を進めることで担い手へ農地が集約化される見込みであることから、更なる増加が期待されます。

地域の中心的農家である認定農業者における有機JAS、特別栽培、みどり認定のいずれかに該当する割合は一般農家に比べて高く、生物多様性を育む農業に対する関心の高さがうかがえます。

●市内における取組状況

【有機JAS認定者】(令和7年3月/農業振興課調べ)

	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度	増減 (令和元年度/令和6年度)
京丹後市	4人(3人)	4人(4人)	8人(5人)	5人(3人)	△3人(△2人)
峰山町	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)
大宮町	0人(0人)	0人(0人)	1人(0人)	0人(0人)	△1人(0人)
網野町	1人(0人)	1人(1人)	2人(2人)	1人(1人)	△1人(△1人)
丹後町	1人(1人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)	0人(0人)
弥栄町	2人(2人)	2人(2人)	4人(2人)	3人(3人)	△1人(1人)
久美浜町	0人(0人)	1人(1人)	1人(1人)	1人(1人)	0人(0人)

()内は認定農業者における該当者数

令和元年度から令和6年度にかけては認証取得者数が3人(認定農業者では2人)減少しています。

【特別栽培(米)取組面積】(令和7年3月/農業振興課調べ)

年度	面積	市内水田面積に占める割合	京都府の取組割合
平成22年度	331ha	11%(京都府の約3倍)	—
平成27年度	475ha	18%(京都府の約3倍)	6.9%
令和元年度	483ha	19%(京都府の約3倍)	7.8%
令和6年度	598ha	23%(京都府の約2倍)	10.5%

京丹後市は、水稻栽培に適した気候風土に恵まれ、高品質・良食味米づくりへの農家意識が高いことから特別栽培(米)の取組面積は年々増加しています。

【特別栽培(米)取組人数】(令和7年3月/農業振興課調べ)

	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度	増減 (令和元年度/令和6年度)
京丹後市	221人(51人)	256人(49人)	238人(54人)	256人(66人)	18人(12人)
峰山町	11人(2人)	19人(5人)	23人(5人)	28人(8人)	5人(3人)
大宮町	14人(5人)	38人(5人)	37人(6人)	42人(9人)	5人(3人)
網野町	11人(5人)	11人(3人)	12人(4人)	16人(7人)	4人(3人)
丹後町	33人(11人)	33人(10人)	28人(9人)	30人(13人)	2人(4人)
弥栄町	30人(11人)	31人(11人)	29人(11人)	33人(10人)	4人(△1人)
久美浜町	122人(17人)	124人(15人)	109人(19人)	107人(19人)	△2人(0人)

()内は認定農業者における該当者数

農家戸数が減少している中、特別栽培(米)の取組人数については、平成27年度と同じ水準となっており、取組意欲の高さがうかがえます。

【環境保全型農業直接支払交付金事業の取組面積】（令和7年3月/農業振興課調べ）

	平成23年度	平成27年度※	令和元年度	令和6年度	増減 (令和元年度/令和6年度)
京丹後市	49ha	118ha	146ha	180ha	34ha
峰山町	19ha	21ha	23ha	23ha	0ha
大宮町	14ha	43ha	45ha	48ha	3ha
網野町	0ha	7ha	6ha	0ha	△6ha
丹後町	1ha	0ha	8ha	45ha	37ha
弥栄町	5ha	13ha	9ha	17ha	8ha
久美浜町	9ha	34ha	55ha	47ha	△8ha

※ 平成23年度、令和元年度は圃場の実面積ですが、平成27年度においては同一圃場で2つの取組実施が認められていたため、延べ面積の集計結果となっています。

丹後町に関しては、新たな団体が取り組んだことにより、取組面積が大きく増加しました。

【環境保全型農業直接支払交付金事業の取組団体数】（令和7年3月/農業振興課調べ）

	平成27年度※	令和元年度	令和6年度	増減 (令和元年度/令和6年度)
京丹後市	17団体	21団体	20団体	△1団体
峰山町	3団体	3団体	2団体	△1団体
大宮町	5団体	6団体	7団体	1団体
網野町	2団体	2団体	0団体	△2団体
丹後町	0団体	1団体	3団体	2団体
弥栄町	2団体	1団体	2団体	1団体
久美浜町	5団体	8団体	6団体	△2団体

※ 平成26年度までは個人による申請が可能でしたが、平成27年度から2戸以上の農業者グループであることが要件となっています。（法人等は除く）

峰山町、網野町、久美浜町で、取組団体数が減少しているものの、全体の取組面積は増えており、取組団体当たりの取組面積は増加しています。

【みどり認定者】（令和7年3月/農業振興課調べ）

	令和6年度
京丹後市	8人（うち法人6組織）
峰山町	2人（うち法人1組織）
大宮町	2人（うち法人1組織）
網野町	0人
丹後町	1人（うち法人1組織）
弥栄町	1人（うち法人1組織）
久美浜町	2人（うち法人2組織）

認定者については、法人の割合が多く、組織的な取組がうかがえます。

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業に対する状況・意識について農業者に意識調査※を実施した結果、化学肥料・農薬の使用を抑制した農業を実践している認定農業者の現状は以下のとおりです。

※意識調査（令和7年11月10日～令和8年1月10日）

認定農業者、環境保全型農業直接支払交付金事業取組者 計197名に意識調査を実施した。

回答数：111名（回答率56.3%）（認定農業者105名、認定農業者以外6名）

●化学肥料・農薬の使用を抑えた農業への取り組み（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	令和2年度	令和7年度	増減 (令和2年度/令和7年度)
化学肥料・農薬の使用を抑えた農業に取り組んでいる	73% (58人)	68% (63人)	73% (57人)	71% (75人)	△2% (18人)
化学肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んだことはない。	27% (21人)	32% (30人)	19% (15人)	24% (25人)	5% (10人)
化学肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んでいたが現在はしていない。			8% (6人)	5% (5人)	△3% (△1人)

() 内は調査回答人数

(令和8年1月/農業振興課調べ)

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の取組状況は、平成22年度以降横ばいの状況にあります。また、「化学肥料・農薬の使用を抑えた農業は取り組んでいたが現在はしていない。」の理由としては、収量が増えず、手間の割に販売価格に見合わないことから再開の予定はないとの意見がありました。

●化学肥料・農薬の使用を抑えた農産物の販売について（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	令和2年度	令和7年度	増減 (令和2年度/令和7年度)
すでに化学肥料・農薬の使用を抑えた農産物を生産・出荷している	45% (26人)	92% (58人)	98% (56人)	96% (72人)	△2% (16人)
販売はしていないが、化学肥料・農薬の使用抑えた栽培を行っている	55% (32人)	8% (5人)	2% (1人)	4% (3人)	2% (2人)

() 内は調査回答人数

(令和8年1月/農業振興課調べ)

化学肥料・農薬の使用を抑えた農産物は、平成22年度以降で出荷の割合が増加しており、令和7年の調査においてもほぼ全量が出荷されています。

(2) 流通販売の現状

有機JAS農産物は、主に独自開拓した特定の販売ルートで出荷・販売されています。また、特別栽培農産物等は、JA出荷のほか、農業者個人又はグループによる小売・卸売業者等への出荷、縁故米やインターネットを中心とした個人向け販売、農業法人の自社流通部門への出荷・販売など、多様な流通形態が混在しています。

出荷先は、インターネットの普及などから、関西地域を中心に全国展開する形で拡がりを見せていますが、令和2年に流行した新型コロナウイルスの影響から外出を自粛せざるを得ない状況が一層のインターネットを利用した購買行動に拍車をかけています。

平成28年には山陰近畿自動車道の京丹後大宮インターチェンジが開通したことで物流の便が大きく向上しており、さらに令和2年度においては地域に密着した物流拠点の整備や、配送コストの改善を目指す地域商社^{※19}事業が開始されています。

また、近年では新たな販路としてふるさと納税返礼品に地域の特産物の需要が高まっており、特別栽培農産物等のブランド化が進むことで農業者にとって大きな販売戦略のチャンスになることが期待されます。

(前項の農業者意識調査より)

●化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の取組作物の販売先(認定農業者)

設 問	割合	うち、市内	うち、市外
スーパー	12%	15件	10件
直売所	13%	26件	2件
レストラン等	10%	15件	5件
個人宅配	19%	28件	12件
自然食品店	3%	3件	3件
デパート・百貨店	2%		
農協	15%		
通販・ECサイト ^{※20}	7%		
ふるさと納税返礼品	10%		
その他	9%		

(令和8年1月/農業振興課調べ)

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の取組作物の販売先として最も多かったのは個人宅配であり、次いで農協、直売所となりました。

令和7年度の意識調査においては設問の上位5つまで出荷先が市内か市外かについても調査を実施しており、市内のみならず、市外の割合も多いことから多様な販売先があることがうかがえます。

また、通販・ECサイトやふるさと納税返礼品へ出荷されている状況もあり、前期計画策定時よりもその割合が増えていることから販売先の選択肢が増えていることがうかがえます。

(3) 消費者意識の現状

有機農業・有機食品に関する消費者意識等の可視化
令和5年度 大臣官房統計部（京都府結果）

●「有機」、「オーガニック」という言葉の認知状況

項目	選択	回答率
認知関心	正確に知っていた	4%
	概ね知っていた	37.3%
	言葉は知っていた	47.5%
	言葉を知らなかった	11.3%

●「有機」、「オーガニック」という言葉の内容を知ったきっかけ 上位5項目

項目	選択	回答率
認知関心	テレビやニュース番組	38.1%
	店頭での表示・説明	20.2%
	新聞や雑誌の記事・広告	12.7%
	インターネット（SNS除く）	12.1%

●有機農業の効果の認知状況（生物多様性の保全や地球温暖化の防止効果）

項目	選択	回答率
認知関心	よく知っている	4.3%
	少し知っている	28.9%
	あまり知らなかった	45.8%
	全く知らなかった	20.9%

●有機食品を利用する理由（環境保全に繋がるとおもうから）

項目	選択	回答率
利用する理由	そう思う	14.4%
	まあそう思う	43.6%
	どちらともいえない	31.4%
	あまりそう思わない	6.9%
	そう思わない	3.7%

●有機食品を利用しない理由（価格が高いから）

項目	選択	回答率
利用しない理由	そう思う	30.3%
	まあそう思う	43.2%
	どちらともいえない	22.7%
	あまりそう思わない	3.2%
	そう思わない	0.5%

●今後の購入意向（今後購入したいと思う 有機食品別）

項目	選択	今後購入したい割合
購入意向	野菜	41.5%
	卵	39.4%
	果物類	35.6%
	米	44.1%

知識関心としては、「有機農業」、「オーガニック」という言葉を知っている方は、8割を超えており、認知度の高さがうかがえます。また、知ったきっかけとしては、「テレビやニュース番組」が最も多く、メディアでも多く取り上げられていることがうかがえます。有機農業の効果の認知状況としては、「生物多様性や地球温暖化の防止効果」を知っている割合は、あまり知らなかった、全く知らなかったの割合が6割を超えており、言葉を知っている割にはその効果については、認知が低いとの結果が浮き彫りとなりました。

また、利用する理由として、「環境保全につながるとおもうから」の割合として、まあそう思うが最も多く、有機食品への意識の高さがうかがえます。有機食品を利用しない理由で、「価格が高い」と回答した割合は、そう思う、まあそう思うの割合が7割を超えており、消費者は価格面から利用控えしていることが考えられます。

さらに、購入意向としては、今後有機食品を購入したい割合で「米」が最も多く、農産物に関しても、全体的に購入意向は高い傾向となっていることから有機農業の取組を一層推進する必要があります。

2) 課題

(1) 生産面からの課題

食料の増産を第一に発展した化学肥料・農薬を使用した慣行農業に比べ、有機農業をはじめとした生物多様性を育む農業は、栽培技術研究の立ち遅れから、安定生産、品質保持に課題を抱えています。

また、農業者が個々に試行錯誤を繰り返し、取組方法が多様化しているため、農業者同士の交流・連携が弱く、優良技術が普及拡大しにくい傾向にあります。特に大規模、かつ均一栽培を行うためには公的機関による栽培技術の研究開発と普及推進が求められています。

また、生物多様性を育む農業と慣行農業では、栽培方法、農作業形態が異なるため、農地が隣接する場合は、農業者同士が交流を持ち、相互理解の上で農業生産活動を行うことが大切です。

(前項の農業者意識調査より)

●化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の課題（認定農業者）

設 問	平成22年度	平成28年度	令和2年度	令和7年度
労力がかかる	23%	22%	21%	37%
技術習得までの間の収量減・品質低下が心配	17%	12%	11%	16%
資材コストがかかる	10%	13%	15%	19%
技術が確立されていない	11%	9%	9%	7%
生産コストに見合った販売価格が維持できない	33%	29%	22%	15%
販売先の確保	—	13%	14%	3%
その他	6%	2%	8%	3%

(令和8年1月/農業振興課調べ)

令和7年度の意識調査における化学肥料・農薬の使用を抑えた農業の課題についての認定農業者の回答は、「労力がかかる」が最も多く、割合としては、前回の調査の倍近くとなりました。次いで多いのが、「資材コストがかかる」が多く、近年の資材高騰の背景がうかがえます。

(2) 流通・消費面からの課題

様々な流通形態で出荷・販売されていますが、農業者個々の栽培面積が小さいため出荷量が少なく、出荷においては一定のロットを求められることもあるため、消費者がスーパー等で身近に購入することは難しい状況にあります。

特別栽培農産物等は、化学肥料・農薬を慣行栽培よりも低減した農産物ですが、削減量がわかりやすく表示されていないため、どの程度削減したものなのか消費者にはわかりずらく、慣行農業による農産物との明確な区分が認識されていません。そのため、生産者が情報を伝える仕組みと消費者がその情報を受け取る仕組みが必要とされています。

生物多様性を育む農業は、労力と特殊な資材を要するため生産コストが高くなり、慣行農業の農産物に比べて一般的に高い価格となる一方で、販売価格が生産コストに見合っていない現状もあります。生物多様性を育む農業が、自然環境の保全等に大きく貢献すること及び生産過程の労力の状況等について、積極的な情報発信や農作業体験等により、消費者の理解を得る取組やブランド化等の差別化を図り、農業生産が持続可能となる販売価格を保つことが重要です。

(前項の農業者意識調査より)

●新たな販売先として期待する販売先(認定農業者)

設 問	割合	うち、市内	うち、市外
スーパー	14%	6件	9件
直売所	11%	9件	3件
レストラン等	12%	8件	5件
個人宅配	4%	2件	2件
自然食品店	10%	8件	3件
デパート・百貨店	7%		
農協	10%		
通販・ECサイト	13%		
ふるさと納税返礼品	12%		
その他	7%		

(令和8年1月/農業振興課調べ)

化学肥料・農薬の使用を抑えた農産物の新たな販売先として期待する販売先において、最も多かったのはスーパー、次いで、通販・ECサイトとなりました。

それ以外に、ふるさと納税返礼品、直売所、レストラン等のほか、自然食品店の割合も一定数あり、販売先の多様化の期待が高まっていることがうかがえます。

3 生物多様性を育む農業の目指す姿

1) 目指す姿

京丹後市では、化学肥料や農薬を低減した、より安全・安心な農産物を生産する農業を推進するとともに、生物多様性の保全や、より環境負荷の低減に資する有機農業の拡大を図ります。

この農業を実践するにあたり、個々の農業者が使用する化学肥料や農薬の特性を十分に理解し、自然環境や生物多様性に配慮するとともに、有機農業をはじめとする環境にやさしい農業への理解と取組の促進が必要です。

このため、教育現場において、従来から取り組んでいる学校給食におけるこれら特別栽培農産物等の更なる活用に加え、有機農産物の積極的な活用のみならず、生産手段や工程なども発信していくことにより、児童・生徒が有機農産物に親しむ機会の促進を図ります。

さらに、消費者がこの農業で生産された農産物を購入することが再生産するために必要であることから、生産から消費までの流通並びに消費者と売り場との情報伝達の促進を図ります。

また、地域商社等と連携し、生物多様性を育む農業によって生産された農産物について、市が進めるみどりの農産物認証等を通じて、その価値を見える化するとともに、安定した流通や販路の確保を図り、本市が推進する美食都市の取組と連動させることで、食を通じた地域の魅力発信や地域食材の付加価値の向上に繋がります。

これらの取組を総合的かつ一体的に進めることにより、多種多様な生き物が共生する豊かな田園風景を守るため、里山環境の整備を図り、京丹後市の貴重な自然環境が、将来にわたり維持・継続し、京丹後市民と京丹後出身者が、誇りを持てる地域づくりと、多様な生物が息づく実り豊かなふるさと“京丹後”の形成を目指します。

2) 目標数値

京丹後市では、令和2年度における「京丹後市生物多様性を育む農業推進計画」（3期）の更新にあたり5年後の目標数値を設定しました。

有機JAS認定者については、有機農産物の生産に必要な資材や設備の購入、認証機関への支払い、定期的な検査など、経済的負担があることから前期計画策定時より3人減少して、目標には届きませんでした。

特別栽培（米）の取組者については、環境負荷低減への配慮を背景として、増加傾向にありますが、目標には届きませんでした。しかし、今後については、オーガニックビレッジ宣言を行ったことにより、有機農業の取組を本格化することで、今後5年間で次の数値を目標とします。

●有機農業拡大目標

項目	令和6年度	目標
取組人数	16人	30人
取組面積	43ha	100ha

※有機農業実践農家（市みどりの農産物認定、有機JAS、環境保全型農業直接支払交付金取組者等）

●その他目標数値

項目	当初数値	3期計画		4期計画	
		令和2年	令和7年 目標	現状 (令和7年)	目標
有機JAS認定者	4人(平成23年)	8人	15人	5人	15人
有機JAS圃場面積	33ha(平成27年)	33ha	39ha	33ha	50ha
特別栽培(米)の取組者	221人(平成23年)	238人	325人	256人	325人
特別栽培(米)面積	475ha(平成27年)	483ha	600ha	598ha	670ha
みどり認定者				9人	15人
環境保全型農業直接支払交付金事業 団体数	21団体(令和2年)	21団体	25団体	19団体※	35団体※
環境保全型農業直接支払交付金事業 面積	146ha(令和2年)	146ha	200ha	132ha※	200ha※

※多面的機能支払交付金(みどり加算)の取組団体数、面積を含む。

4 具体的施策

生物多様性を育む農業の目指す姿の実現と目標の達成に向けて、関係機関と協力連携して積極的に取組を進めます。

1) 栽培技術の確立と生産拡大

(1) 栽培技術の確立と普及促進



生物多様性を育む農業に関心を持つ農業者がチャレンジできるよう、京都府の試験研究機関等と連携し、栽培技術の確立と普及促進を図ります。

また、農業者同士の交流の機会を設け、個々に実践する栽培技術の共有化を進め、技術力の向上と生産拡大により、生物多様性を育む農業で生産された農産物（以下「生物多様性を育む農産物」という。）を広く消費者に届けます

・オーガニックアクション（有機栽培技術の現地講習会の開催）



先進的な有機農業を実践している農業者等（以下、「有機農業者等」という。）の技術を、新たに有機農業に取り組む農業者や有機農業実践者と共有を図るために、有機農業者等を講師とした生産現場での現地講習会の開催や、農業者同士の交流を図ることで、栽培技術の普及・拡大を進めます。

・有機農業の拡大推進



市独自のブランド認証やオーガニックアクションなどによる栽培技術取得への支援、有機農業を行うための機械導入支援や市内での利活用に向けた消費者の理解醸成などにより有機農業者の裾野の拡大を推進します。また、有機JAS認証の取得も促すことで、より消費者からの信頼確保を推進します。

・みどり認定の取得促進



旧エコファーマー認定を発展させた国の「みどり認定」制度の取得を促進し、化学肥料・農薬の低減や温室効果ガス削減など環境負荷の少ない営農を推進することで、持続可能で脱炭素型の地域農業の実現を進めます。

(2) 生産拡大に向けた環境整備



良質なたい肥の利用並びに環境保全型農業に使用可能な食品残渣、営農することにより排出されるもみ殻など有機残渣、河川・道路の刈草及び森や海がもたらす落ち葉やカニ殻等の未利用資源の活用等を促進するため、環境整備を進めます。

また、生物多様性を育む農業は、慣行農業より生産コストが高いため、国や府の補助事業を活用し、生物多様性を育む農業への積極的な取組を促進します。

・有機農産物のブランド化



「京丹後市みどりの農産物認定委員会」が定める市独自のブランド認定制度を運用し、「京丹後市みどりの農産物」として、有機JASに準拠し、化学肥料と農薬に頼らない栽培基準に基づく生産を行い、かつ、郷土愛に溢れる環境保全に配慮した取組によって生産される有機農産物のブランド化及び取組農家の拡大を図ります。

・環境保全型農業直接支払交付金



「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払の一つとして、化学肥料・農薬を原則5割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への積極的な取組を支援します。

・多面的機能支払交付金（みどり加算）



環境保全型農業支払交付金と同様に、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払の一つである多面的機能支払交付金では、令和7年度より、「みどり加算」として環境保全型農業直接支払交付金の一部取組（長期中干し、冬期湛水等）が同制度へ移行したことに伴い、非農家も含めた積極的な取組を支援します。

・新規就農支援の充実



新規就農希望者が、生物多様性を育む農業に取り組みやすくなるよう、京都府をはじめとした関係機関、実践農家と連携し、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

・特別栽培米等の生産拡大



化学肥料・農薬を5割以上低減した特別栽培米等の需要に応じた米の生産拡大について、機械導入を推進します。

・未利用資源の活用



道路、河川、里山等の管理作業で発生する刈草や落ち葉類、もみ殻、バイオ炭、バイオ燃料、カキ殻・カニ殻・海藻等、市内に豊富に存在する未利用資源の活用のため、農業者が利用しやすい仕組みづくりを推進します。

・Jクレジット^{※21}制度の活用



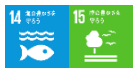
農業分野における温室効果ガス削減や吸収量を「見える化」し、取引可能な価値として認証する「Jクレジット」制度を活用して、脱炭素型農業の推進と地域の新たな収益機会の創出を図ります。

・機械導入の推進



生物多様性を育む農業は新たな農業技術と労力の削減が課題となっているため、特別栽培及び省力化等に有効な農業用機械と施設の導入を推進します。

・コウノトリも住める環境づくり



コウノトリの巣塔建設や水田魚道の整備、水田ビオトープの整備等をはじめとする豊かな田園・里山の環境整備を図ることで、生物多様性の一つの象徴であるコウノトリが住める地域及び生活環境に適した農業生産基盤の整備を推進します。

2) 生産者と消費者の相互理解と販売促進

(1) 生物多様性を育む農業の情報受発信の強化



生物多様性を育む農業は、慣行農業に比べ生産コストがかかり、販売価格が高くなる傾向にあることから、生物多様性を育む農産物を再生産するためには、消費者の理解を得る必要があります。そのため、生産者と消費者、双方への情報受発信を強化することにより、生産者と消費者の交流を進め、生産者は安全・安心な農産物を栽培し、消費者は、生産者の商品を買って支える意識を持つなどお互いの理解を深めることで生物多様性を育む農業への理解と販売促進を図ります。

・市のホームページ等を活用した広報



京丹後市の稲作農家の取組事例をホームページで紹介し、消費者の意識向上・特別栽培農産物等への関心が増すようPR活動を推進します。

また、従来の広報に加え、SNS等での発信を強化し、特別栽培農産物のパッケージや広報物に二次元バーコードを付し、消費者への情報発信を強化するなど新たな取組について工夫します。

・生産者・消費者の意識の向上



生産者及び消費者を対象とした学習会、講演会等を開催することにより、生物多様性を育む農業への意識醸成を図るとともに、生産現場の見学会、農業体験（ツーリズム）等を実施し、生産者と消費者の相互理解の促進を図ります。また、昨今ではSNS等での発信が大きな影響を持つことから、必ずしも現地に集合する必要のない参加しやすいイベントの開催や遠方からの参加を可能にするリモート開催等の運用を推進します。

また、水生昆虫や魚類等の住処となる田んぼ（冬期湛水の実証エリアの設定を含む）において、生産者と消費者と一緒に生き物調査を行い、環境への負荷を減らす取組が生物多様性の維持・向上に重要な役割を果たしていることに気付き、自然環境の大切さを考えることにつなげます。

・ 生物多様性を育む農産物の認知度向上



生物多様性を育む農産物を使った料理教室やレシピの考案、試食会の機会を増やすなど、食材を味わうことで、地元の農産物への愛着と認知度の向上を図ります。

また、市内の朝市やイベント等に生物多様性を育む農産物コーナーの設置を促し、生物多様性を育む農産物の内容を伝えることで、消費者の生物多様性を育む農産物に対する理解促進を図ります。

(2) 販売促進

消費者が生物多様性を育む農産物を容易に購入できるよう、取扱店舗、イベント等の販売情報の発信を強化するとともに、実需者（流通業、食品加工業、外食産業等）の協力により、品目の充実と取扱店舗等の拡大を図ります。

その他、インターネットを活用した情報発信を積極的に行い、市内流通の拡充、市外・都市部の消費者に向けた新たな外部需要の開拓・販路の拡大を図ります。

・ 市内流通の拡充と市外販路の開拓



京都府では、みどり認定等の農産物の販売コーナーを設置する店舗をサポートストアとして登録し、府のホームページ等で積極的にPRすることで、消費者が容易に環境にやさしい農産物を手に入れる仕組みづくりを検討しています。

京丹後市においても、小売・販売業者の協力を募り、生物多様性を育む農産物を販売するモデル店舗の開設や販売コーナーの設置をサポートし、消費者が生物多様性を育む農産物を購入しやすい環境整備に努めます。

また、生産者と実需者（流通業、食品加工業、外食産業等）とのマッチング会を開催し、取引数量の拡大を図ります。

さらには、化学肥料・農薬を抑えた農産物の新たな販路として期待されるふるさと納税返礼品を活用した出荷先の拡大と販売力の強化を推進します。

・ 地域商社と連携した流通の活性化



地域商社と連携し、新たな販路の拡大や新商品開発、流通の活用など、域内外における一層の販売促進を図ります。

(3) 食育と地産地消の推進



生物多様性を育む農業の浸透と消費拡大を進めるためには、消費者が農業や食の大切さについて認識を深めることが重要です。地産地消による地域農業支援が、地域の自然環境保全・向上につながることの意識づくりを、生産者と消費者の協働並びに関係機関と協議をしながら推進します。

・農作業体験を推進



京丹後市では、保育所、幼稚園をはじめ、小中学校等の子供から大人までの幅広い年代を対象に農作業体験が盛んに行われています。これらの体験を京丹後市だけでなく都市部の人にも取り組んでもらうことで、農業者の苦労や自然環境保全の大切さの認知を促がし、生物多様性を育む農業への理解を深めてもらいます。

・学校給食への地産地消の活動を支援



平成22年度より、認定農業者等で組織する京丹後市農業経営者会議の中に給食小委員会が設置され、地元産の食材を学校給食に利用する取組を始めています。

具体的な学校給食における取組としては、毎月、市内産の特別栽培米を使った「食育週間」を設けるとともに、月に一度の「たんご食の日」では地元農家の農産物を積極的に給食に使用しています。

また、年に一度11月には、可能な限り地元産でまかなう「まるごと京丹後食育の日」を京丹後市内の全小中学校で実施しています。更に、令和6年度からは学校給食での有機栽培米の提供を開始し、市内産有機農産物の給食活用を図っています。

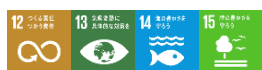
この取組を今後も継続・支援し、安全安心で良質なブランド産品を学校給食に積極的に活用することで、京丹後市の将来を担う子ども達に、食の大切さや、生物多様性を育む農業の重要性を伝えます。

・給食への地元産食材提供



市内の公共機関、病院、老人福祉施設での給食、配食サービス等に、生物多様性を育む農産物の利用を促します。

・出前講座の実施



農業者、農業関係団体、行政が一体となって出前講座等を開催し、生物多様性を育む農業への理解を深め、地産地消を推進します。

《用語説明》

※1 「オーガニックビレッジ」

有機農業の「生産から流通・消費まで一貫して」、農業者だけでなく事業者や地域住民も巻き込み、地域ぐるみで取り組む市町村で指すモデル地区のことであり、本市は、令和7年5月に宣言を行った。

※2 「SDGs（エスディージーズ）」

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、2015年9月の国連サミットで採択された国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

複数側面から統合された17の目標と169のターゲットが設けられており、未来の豊かな地域社会や市民生活をいかに追求するかの考えに立ち、これからの地域政策に求められる重要な観点を示しています。

京丹後市では、平成31年3月に策定した「第2期京丹後市環境基本計画」においても自然環境の保護や地球温暖化防止の項目に照らし、持続可能性の高い地域づくりを目指します。

※3 「生物多様性」

生き物の「個性」と「つながり」。地球上の生きものは、様々な環境に適応して進化し、3000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。多様性は、生態系の多様性（森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁など）、種の多様性（動植物から細菌などの微生物まで）、遺伝子の多様性（同じ種でも異なる遺伝子を持つことで、形や模様、生態などに多様な個性があります）の3つのレベルでとらえられ、生物多様性のたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。現在、地球上の種の絶滅のスピードは加速化し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。特に、地球温暖化は、多くの種の絶滅や生態系の崩壊を助長する世界的な問題です。

（※環境省ホームページ参考）

※4 「みどり認定」

「みどりの食料システム法」に基づき、農林漁業者が環境負荷を低減する事業活動に取り組むための計画を作成し、都道府県知事から認定を受ける制度です。



京都府みどり認定マーク

京都府みどり認定とは、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づき、農林漁業者が策定した環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を、京都府知事が認定するものです。

認定された実施計画に基づき生産された農林水産物や環境負荷低減事業活動の取組に京都府みどり認定マークを付しています。

※5 「環境保全型農業直接支払交付金事業」

化学肥料・農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する農林水産省の事業です。

平成23年度に「農地・水・環境保全向上対策」から「環境保全型農業直接支援対策」が独立。その後、平成26年度に日本型直接支払制度の創設、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、「日本型直接支払制度」の一つとして環境保全型農業に対する支援を実施されています。

※6 「多面的機能支払交付金（みどり加算）」

「環境保全型農業直接支払交付金事業」の一部取組が「多面的機能支払交付金」へ令和7年度より、移行した事業であり、農業における環境保全活動や地域活性化に貢献する農業者に対して支払われる助成金です。「環境保全型農業直接支払交付金事業」と同様に、「日本型直接支払制度」の一つとして農業者が自然環境の保全や地域の多様性に貢献する活動に対する支援を実施しています。

※7 「有機農業の推進に関する法律」

平成18年12月、有機農業の推進に向けて、基本理念を定め、国や地方公共団体が果たすべき責務や施策の基本となる事項を定めることを目的として制定されました。この法律における「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業とされています。

※8 「農地・水・環境保全向上対策」

国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域の「まとまり」が弱まる中、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を支援するものです。なお、平成26年度からは「多面的機能支払交付金」に引き継がれました。

※9 「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」

安全・安心な農産物に対する府民ニーズの高まりやエコファーマーの増加などを背景に、農業者だけではなく、広く府民の理解を得ながら、有機農業を含めた環境への負荷を低減する「人と環境にやさしい農業」を積極的に推進するため、平成22年3月に策定されました。

※10 「日本型直接支払制度」

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく、農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援する農林水産省の制度で、「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支援」の3つの対策の総称です。

(※京都府ホームページより)

※11 「有機農業の推進に関する基本的な方針」

この法律は、有機農業の推進を趣旨とし、「有機農業」が化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であると定義すると同時に、国及び地方公共団体における有機農業の推進に関する責務を明確にしたものです。

※12 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」

この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等の措置を講じるものです。

(※農林水産省ホームページより)

※13 「冬期湛水（とうきたんすい）」

稲刈り後の田んぼに水を張ること。化学肥料・農薬を低減することで、多様な生物が生息し、豊かな水辺の生態系が育まれる他、適正管理により一定の抑草効果が期待できます。漏水対策等、周辺的一般田への配慮が大切です。

※14 「有機JAS」

有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し、その結果、認定された事業者のみが有機JASマークを貼ることができます。

この「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。



有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられています。(※農林水産省ホームページより)

※15 「特別栽培」

その地域の慣行的な農薬、化学肥料の使用量を50%以上減らした栽培方式。

※16 「GAP（ギャップ）」

農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）とは、農業者自らが、（1）農作業の点検項目を決定し、（2）点検項目に従い農作業を行い、記録し、（3）記録を点検・評価し、改善点を見出し、（4）次回の作付けに活用するという、一連の「農業生産工程の管理手法」（プロセスチェック手法）のことです。農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質向上、労働安全の確保等に有効な手法です（「京都府人と環境にやさしい農業推進プラン」より）。チェック方法は、自己点検、第三者による点検（取引先等による認証）、第三者による点検（審査・認証団体等による認証）と様々です。京丹後市では、第三者、第三者認証への取り組みを推進します。

JGAPの認定マーク



JGAP認証を取得した農場であること、あるいはその農場から出荷された認証農産物であることを表すロゴマーク。持続可能性、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権・福祉、アニマルウェルフェアに配慮した農産物であることを表します。

(※一般財団法人日本GAP協会ホームページより)

※17 「エコファーマー」

エコファーマーとは、平成11年7月制定の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、「土づくり」「特別栽培」等、持続性の高い農業生産方式を実践する5カ年の栽培計画を知事に提出し認定を受けた農業者の愛称です。令和4年度に廃止され、現在は、みどり認定が役割を引き継いでいます。



エコファーマーの認定マーク

「エコファーマー」の「エコ」は、エコロジー（生態学）に由来しますが、「エコマーク」「エコビジネス」など、環境にやさしいもの、配慮したものの象徴として広く親しまれている用語です。エコファーマーマークは、認知度の向上と一層の普及・拡大を図るため制定されました。

(※全国環境保全型農業推進会議ホームページより)

※18 「認定農業者」

農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定した農業経営を目指す農業者で、自らの農業経営を改善するため、5年先を目標とした農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた者です。認定農業者は、認定された計画達成に向けて様々な支援を受けることができます。

※19 「地域商社」

農産物を中心に地域資源を束ね、新たな販路を開拓し、域内、都市部への販売を拡大するとともに、新たな流通体制、加工品開発や観光等異分野との連携を進め、域内外の消費を増大させることを目指す商社。

※20 「ECサイト」

インターネット上で商品を販売するウェブサイト (electronic commerce site)。オンラインショップ。

※21 「Jクレジット」

Jクレジット制度は、温室効果ガスの排出削減や吸収活動に取り組んだ企業や団体が、削減実績に基づいてクレジットを発行し、そのクレジットを取引できるようにする仕組みです。これにより、環境に対する負荷を減らすための活動をさらに促進することを目的としています。

《参考資料》

1 京丹後市生物多様性を育む有機農業推進計画（4期）検討委員会

（1）検討委員

（グループ別五十音順敬称省略）

梅本	修	農業者	【副委員長】
越江	雅夫	農業者	【委員長】
野木	武	農業者	
梅田	誠	消費者	
堀田	多規子	消費者	
上田	祐貴	流通・販売者	
川口	佳郎	流通・販売者	
芦田	慎哉	有識者（京都農業協同組合）	
岡田	亜理寿	有識者（一般社団法人アースデイジャパンネットワーク）	
熊谷	信嗣	有識者（京都府丹後農業研究所）	
高妻	郁宜	有識者（京都府丹後農業改良普及センター）	
両角	知奈	有識者（京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課）	

（2）開催状況

「京丹後市生物多様性を育む有機農業推進計画（4期）」検討委員会

第1回	令和7年11月	4日（火）
第2回	令和7年12月	1日（月）
第3回	令和8年	1月20日（火）